

公益財団法人山口県スポーツ協会競技スポーツ推進事業費補助金交付要綱
第6条中「軽微な変更」に係る内規

令和5年3月 (公財)山口県体育協会
改定 令和7年4月 (公財)山口県スポーツ協会

1 条文抜粋

(変更申請)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた競技団体等(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を中止し、廃止し、又は内容の変更をしようとする場合には、変更交付申請書(別記第2号様式)を会長に提出し、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 補助事業の内容の変更が、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合

2 取扱い

以下のいずれにも当てはまる場合は、「軽微な変更」に該当するものとする。

(1) 交付決定額の全体額を超えないもの

(2) 要綱別表に定める各事業の補助目的を以下のとおり定め、これらの補助目的に変更がないもの

事業名	補助目的
チームやまぐちパワーアップ事業	—
有望競技(種別)強化事業	国スポチーム競技力強化
ふるさと選手確保・活用事業	国スポチーム競技力強化
中高成連携合同強化練習会事業	国スポチーム競技力強化
チームやまぐちチャレンジ強化事業	国スポチーム競技力強化
中国ブロック突破・国スポ入賞に向けた強化事業	国スポチーム競技力強化
強化拠点校強化事業	強化拠点校強化
トップスポーツクラブ強化事業	トップスポーツクラブ強化
山口次世代コーチアーズ育成事業	—
チームやまぐち優秀指導者育成事業	指導者育成
トップコーチ育成事業	指導者育成
コーチングセミナー事業	指導者育成
やまぐち未来アスリート育成事業	—
やまぐち未来アスリートチャレンジ事業	ジュニア育成
未来アスリート育成・強化拠点構築事業	ジュニア育成
未来アスリート強化事業	ジュニア育成
トップアスリート等を活用した魅力発信事業	ジュニア育成

3 「軽微な変更」該当可否の判断例

例1) トップコーチ育成事業で指導者の派遣を予定していた研修が中止となったため、国スポチームの強化遠征費に充てることとし、チームやまぐちパワーアップ事業の有望競技(種別)強化事業に振り替える場合。

補助目的が「指導者育成」から「国スポチーム競技力強化」に変わるため、軽微な変更には該当しない。振り替えるためには変更交付申請の手続きが必要となる。

例2) 中国ブロック突破に向けた強化事業で予定していた成年女子の強化遠征が中止となったため、国スポ少年男子チームの県内合宿費に充てることとし、チームやまぐちパワーアップ事業の有望競技(種別)強化事業に振り替える場合。

補助目的が「国スポチーム競技力強化」から変更ないため、軽微な変更には該当する。変更交付申請の手続き不要で振り替えることができる。